

法令

最近内務省に於ける路政關係行政處分例

M
K
生

◎土地收用事業認定

土地收用事業認定にして官報に公告せられたるもの左の如し
認定月日

道府縣 起業者 事業種別

富山縣知事

東京府東京市長

狩野川電力株式會社

道路改築

阪神上水道市町村組合

水道布設

電氣裝置

與多摩電氣鐵道株式會社

鐵道敷設

鐵道敷設

用水建設事業

木村、川邊郡、立花、武庫郡、瓦

蘆原、尼崎市、大字久々知、西宮市、大字今津、津門瓦

越結善、雨度、森下、中殿、中須佐、青木、室川、櫻谷、

大井手、南郷、若松、清水、西田、

越木岩、北名次、名次、地内、

東京府西多摩郡三田村、古里村、氷川村、地内

大阪府大阪市東淀川區山口町、南方町、地内

福岡縣若松市大字畠田、竹並、小竹、遠賀

郡中間町、水卷町、折尾町、地内

七、二九

七、二四

七、一九

兵庫 庫 兵庫縣知事 道路改築

兵庫縣多賀郡西脇町、重春村地内

七、三〇

兵庫縣西宮市 兵庫縣知事

兵庫縣加古郡高砂町地内

七、三一

河川改修及道路改築
並新設

道町、本町地内

八、三

兵庫縣西宮市 烏取縣知事
愛知縣名古屋市

水道敷設

愛知縣中島郡朝日村、祖父江町地内

八、七

軌道法に依る申請に對する處分

青森縣

田名部運輸 軌道運輸營業休止

田名部運輸軌道株式會社申請に係る田名部驛(省線)田名部柳町間四杆は客年十二月省線大畑線開通の爲、致命的打撃を蒙り營業繼續すること不可能なる故營業休止せむとするの件は七月十九日監第一八六九號を以て内務、鐵道兩大臣より許可せらる。

宮城縣

栗原軌道 車輛設計認可

栗原軌道株式會社申請に係る、最近貨物の増加に伴ひ車輛に不足を來したるに依り、中勢鐵道株式會社より四輪ボギー有蓋貨車一輛並四輪ボギー無蓋貨車四輛購入せんとするの件は八月七日監第二〇四一號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

福島縣

福島電氣鐵道 福島驛前假連絡線使用期限延期認可

福島電氣鐵道株式會社申請に係る福島驛前連絡線は道路擴築の件と關聯し且下福島驛構内乗入れに關し仙臺鐵道局と折衝中にて本計畫實現の上は本連絡線も廢止せむとするものなるを以て道路擴築の件解決迄延期せむとするの件は昭和十八年十二月三十一日

迄延期するものとし八月七日監第二一一七號を以て 内務鐵道兩大臣より認可せらる。

東京府

東京市電 本郷元町停留場工事方法變更認可及特別設計許可

東京市申請に係る電車乗客及一般交通安全の爲本郷元町停留場位置を變更し安全地帶設置せむとするの件は本停留場位置縱斷勾配は千分の十以上ありて、軌道建設規程に依り難きに付特別設計

八月七日監第二〇六一號を以て 内務鐵道兩大臣より停留場工事方法變更の件認可し特別設計の件許可せらる。 溫泉電軌株式會社申請に係る近時片山津溫泉浴客の自然増加並り從來の軌道線車輛設備にて輸送の圓滑を缺く虞れあるを以て地方鐵道(新動橋片山津間)線所屬車輛五輛を以て交互乘入運轉せむとするの件は八月七日監第二〇三三號を以て 内務鐵道兩大臣より認可せらる。

静岡縣

静岡電氣鐵道 車輛設計認可

静岡電氣鐵道株式會社申請に係る縦に半鋼製二軸ボギー電動客車三輛新造に關し認可申請ありたる處、今回之が車輛の詳細設計を申請したるに付併せて認可せむとするの件は七月十三日監第一五九號——一六五號、一二五號——一三〇號、二〇一號——二〇六號、三〇一號——三〇六號の各電動客車の中央に出入口を八〇八號を以て 内務鐵道兩大臣より認可せらる。

静岡電氣鐵道 電動客車設計認可

静岡電氣鐵道株式會社申請に係る近時軌道沿線地方の發展に伴握棒を設くこと、(二)座席の設けなき箇所の窓際に適當なる手摺を取付くること、(三)鉤革は座席の設けある箇所に限り適當に設くこと以上三箇條の通牒を附し八月七日監第二〇六二號を以て 内務鐵道兩大臣より認可せらる。

駿豆鐵道箱根遊船 電動客車設計變認可

駿豆鐵道箱根遊船株式會社申請に係る沼津、三島間軌道線既認可車輛中第六號第七號各四輪電動客車は車體の各部腐朽し車輛運

石川縣

温泉電軌 軌道線に地方鐵道線所屬車輛使用認可

轉上支障勘なからざるを以て改造せむとするの件は七月十九日監第一七六二號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

駿豆鐵道箱根遊船鐵道並軌道抵當證書變更認可記載事項及元利支拂豫算(第順位)

駿豆鐵道箱根遊船株式會社申請に係る曩に内務鐵道兩大臣の認可を得鐵道及軌道財團に對し抵當權を設定し日本興業銀行及鴻池信託より借入れたる借入口六口分總額一、六四七、〇〇〇圓は都合に依り償還の方法及利率(年五分五厘)の變更を爲さむとするの件は八月十三日監第二〇八〇號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

滋賀縣

京阪電氣鐵道 電動客車設計變更認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る昭和十五年三月十八日監第五三二號を以て認可を受けたる石山坂本線用電動客車の車輛設計一部變更せむとするの件は八月一日監第二〇一二號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

京都市

京都市營鐵道 伏見線工事方法變更認可及特別設計許可

京都市申請に係る伏見線(自鹽小路高倉至勸進橋間に於ては之が工事方法變更を爲せるを以て、今回更に殘區間中自勸進橋至丹波橋間に於ても駿豆鐵道箱根遊船鐵道並軌道抵當證書變更認可記載事項及元利支拂豫算(第順位)を爲せるを以て、今回更に殘區間中自勸進橋至丹波橋間に於ても軌道中心間隔を擴大し全市一般に運行し得る車輛を運轉し以て輸送能力を増進せんとするものにして、尙自勸進橋至丹波橋間に併用軌道敷設に於ける道路幅員は狹隘にして規程の車體外有效幅員は制限外となるも之が道路擴張には巨額の費用を要する外地形上已むを得ざる事情の爲制限外特殊設計を以て施行せむとするの件は七月十八日監第一、九七七號を以て内務鐵道兩大臣より、工事方法變更の件認可し特別設計の件許可せらる。

京都市營鐵道 工事方法變更並假設工事認可

京都市申請に係る昭和十年六月鴨川大洪水に際し四條大橋は洪水の疏通に甚大なる障害となり爲めに洪水の慘害を加重したること顯著なるものあり、之が爲めに京都府に於て計畫施行中の鴨川改修工事中の四條大橋の改築に伴ひ同箇所百九四米七〇間の軌道工事方法變更し右工事施行に當り橋梁下流側工事施行の爲に在來橋梁上流側に第一期假軌道を敷設し其の使用期限を昭和十五年十一月末日迄とし上流側工事施行の爲下流側に第二期假軌道を敷設し其の使用期限を昭和十六年十月末日迄とせむとするの件は八月五日監第二、一五五號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

京都市

京阪電氣鐵道 假設工事方法變更認可

より認可せらる。

京都市並京阪電氣鐵道株式會社申請に係る鴨川線五條三條線路

は義に昭和十年六月の水害に依り築堤崩壊したる爲應急假設工事を施し爾後鴨川改修工事計畫を考慮して之が部分的に復舊或は補強をなし目下使用繼續中の處右殘存部分は相當經年の爲全般的に補強を要するに付一部埋戻使用することとせむとするの件は六月二十四日監第一四八三號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

京阪電氣鐵道 軌道工事方法變更並に假設物使用期

限定期認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る日本競馬會委託に依る京阪本線淀中書島間地下道新設に關し、委託者の都合に依り地下道全長に亘り幅員を縮少（舊五、六米新四、六米）せむとするものにして尙假設工事使用期限は昭和十四年十一月三十日迄の處昭和十五年五月三十日迄延期せむとするの件は六月二十四日監第一三七六號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

京阪電氣鐵道 軌道假設工事認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る四條大橋架換に伴ひ必要を生じたる京都市營軌道移設工事の爲、之と交叉する社線軌道の假設工事を施行せむとするものにして右假設物使用期限は昭和十六年十月三十日迄とし八月五日監第二一五四號を以て内務鐵道兩大臣

京都電燈 嵐山線鳴瀬停留場設計變更認可

京都電燈株式會社申請に係る從來運行の車輛は其型式一様ならず爲乘降場との關係極めて不便なりしも最近北野支線は新型車輛のみの運行に改めたるに依り乗降場の裝置を施し車輛の床面と乗降場の高低差を僅少ならしめ以て乗降の便を計らむとする件は八月七日監第一八六八號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

大阪府

大阪市營高速軌道 梅田假設停留場工事方法變更認可

大阪市申請に係る假設梅田停留場北半部（現在検車場として使用する）の乗降場は未だ施行し得ざる實情にあり、且梅田天王寺間に開通以來地下鐵乘客は年と共に急激なる増加を來し其上阪神電車の大坂驛前地下乗入完成省線大阪驛改良工事の進捗等に依り其増加率に拍車を加へ梅田停留場に於ける一日乗降客は六萬を超ゆるに至れり、然して其の大部は南中階部階段部を利用する爲、同階段部の混雜甚しく現狀の儘にてはラッシュ時其他日曜祭日に於ては乗降客の整理をなし得ず之が爲正確なる運轉を期し得ざる實情なり、依つて現在施設されたる「エスカレーター」を一時撤去すると共に鐵筋混凝土階段を構築して階段有效幅を擴張し此の混雜を緩和せむとするの件は七月二十二日監第一九八六號を以て内

内務鐵道兩大臣より認可せらる。

大阪市營軌道 軌道工事方法變更認可

大阪市申請に係る堺筋線中自日本橋一丁目至同三丁目間の道床（既設混凝土）、鋪装（ソリデチット）、軌條（五〇延丁型）を變更「道床（砂利）、鋪装（敷石）、軌條（四五延丁型）」せむとするの件は八月一日監日一八六七號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

大阪市營軌道 軌道工事方法變更認可

大阪市申請に係る築港線中天保山運河に架設せる千舟橋橋梁を改築し之に伴ひ軌道中心間隔電車線路等工事方法變更せむとするの件は八月一日監第二、〇一三號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

大阪電氣軌道 飄簾山外二停留場保安設備變更認可

大阪電氣軌道株式會社申請に係る飄簾山、外二停留場に於ける低位型二位色燈式入換信號機を二位燈列式信號機に變更し、二又場内信號機の後方第一信號機に二叉信號機を使用せしものは之を單一信號機構に變更して其の現示方法を特定せむとするの件は七月十九日監第一六九五を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

阪神急行電鐵 工事方法變更並假設工事認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る寶塚線十三、三國間（東淀川三國本町二九二）及神戸線神崎川、園田間（豐能郡庄内村宇庄本

に於て阪神上水道市町村組合企業に係る導水管横斷の爲之が保護暗渠を築せむとするものにして、之に伴ひ同横断箇所附近に假木柱（寶塚線四本、神戸線四本）を建植し本假設物使用期限を昭和十五年十一月六日迄とし八月六日監第二五六號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

兵庫縣

神戸市營軌道 軌條重量變更認可

神戸市申請に係る自神戸區三宮町一丁目六一ノ九至同二丁目二〇間曲線部は軌條磨損の爲取換へむとするの件は七月十九日監第一八一〇號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

神戸市營軌道 第三期第五號線保安設備變更認可

神戸市申請に係る信號機中綠色信號現示なりしものを今回系統編成並に配車を便ならしむる爲、赤色信號現示を可能ならしむる様一部變更せむとするの件は七月十九日監第一八〇九號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

阪神電氣鐵道 橋梁工事方法變更認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る客車十月十三日附監第三、二五七號を以て認可の武庫川出屋敷間祇園橋々梁新設工事の内橋桁材料は時局の影響を受け入手困難に付鐵桁の一部に關し設計變更せむとするの件は七月十八日監第一九七八號を以て内務鐵道兩大

臣より認可せらる。

大分縣

別府大分電鐵、龜川假停留場間軌道工事竣工期限延期認可

許可月日

許可額

目的的

國體名

道府縣

別府大分電鐵株式會社申請に係る龜川假停留場龜川停留場間は工事竣工期限延期許可を受け銳意之が準備中の處本年度より別府宇佐間三號國道改修工事施行の事と成り來年度施行區間には該社區域も編入し居るに付き大分國道改良事務所と協議の結果一部鐵道用地借用の上軌道は之を道路の一側に敷設の事に協議整ひ用地借用並線路乘入に付ては門司鐵道局に願書提出中承認有り次第一部工事方法變更認可申請の上、工事に着手せむとするものにして竣功期限を昭和十六年十二月三十一日迄延期するものとし八月七日監第一六九九號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

長崎縣

長崎電氣軌道 軌道工事方法變更認可

長崎電氣軌道株式會社申請に係る長崎驛前起點（自〇糠〇八二至〇糠二五二）間の併用軌道は現在二七吋軌條の處、磨滅並腐蝕甚しきを以て三七吋軌條に變更、尙右區間の軌道鋪裝は從來花崗石磚層砂張りの處之を花崗石磚層モルタルに變更せむとするの件は七月二十二日監第一七六三號を以て内務鐵道兩大臣より認可せらる。

◎土木地方債許可概要

七、一八	三,000圓	市道改良工事費	宇都宮市	板木縣
六、二六	三〇,000	上水道施設費	本庄町	秋田縣
七、一二	三六,000	上水道集水管保護費	和歌山市	和歌山縣
六、〇〇	一六,000	床止工事費	鹿兒島港修築費	鹿兒島縣
七、一七	全、四〇〇	旱害對策農業土木費	香川縣	
七、一九	三五,000	上水道布設費	東舞鶴市	京都府
七、二二	三五,000	上水道第二次擴張費	戸畠市	福岡縣
七、二三	三五,000	張事業費	張事業費	同
七、二四	三五,000	都市計畫綠地事業費	子內發電所建設費	縣營電氣事業嘉瀬
七、二六	三〇,000	上水道敷設費	郡山町	奈良縣
七、三一	六六,700	都市計畫街路事業費	瀬戸市	愛知縣
四四,700	三〇,000	砂防施設費	德島縣	
四四,700	三〇,000	上水道敷設費	片上伊部	岡山縣
四四,700	一六〇,000	水道應急施設費	東京市	東京府
四四,700	一六〇,000	都市計畫綠地設備費	神戶市	兵庫縣